

令和8年度 第1回 津駅周辺道路空間再編検討委員会

日時：令和8年8月20日（木） 14：00～

場所：アスト津 4階 アストホール

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

1) 設置要綱の改正について

2) 今年度の取組について

- ・津駅東口周辺 交通拠点の機能強化について
- ・歩道拡張に向けた取組について
- ・津市の令和8年度事業について

3) 今後の進め方について

3. 閉 会

令和8年度 第1回 津駅周辺道路空間再編検討委員会 出席者名簿

令和8年8月20日（木）14:00～
アスト津 4階 アストホール

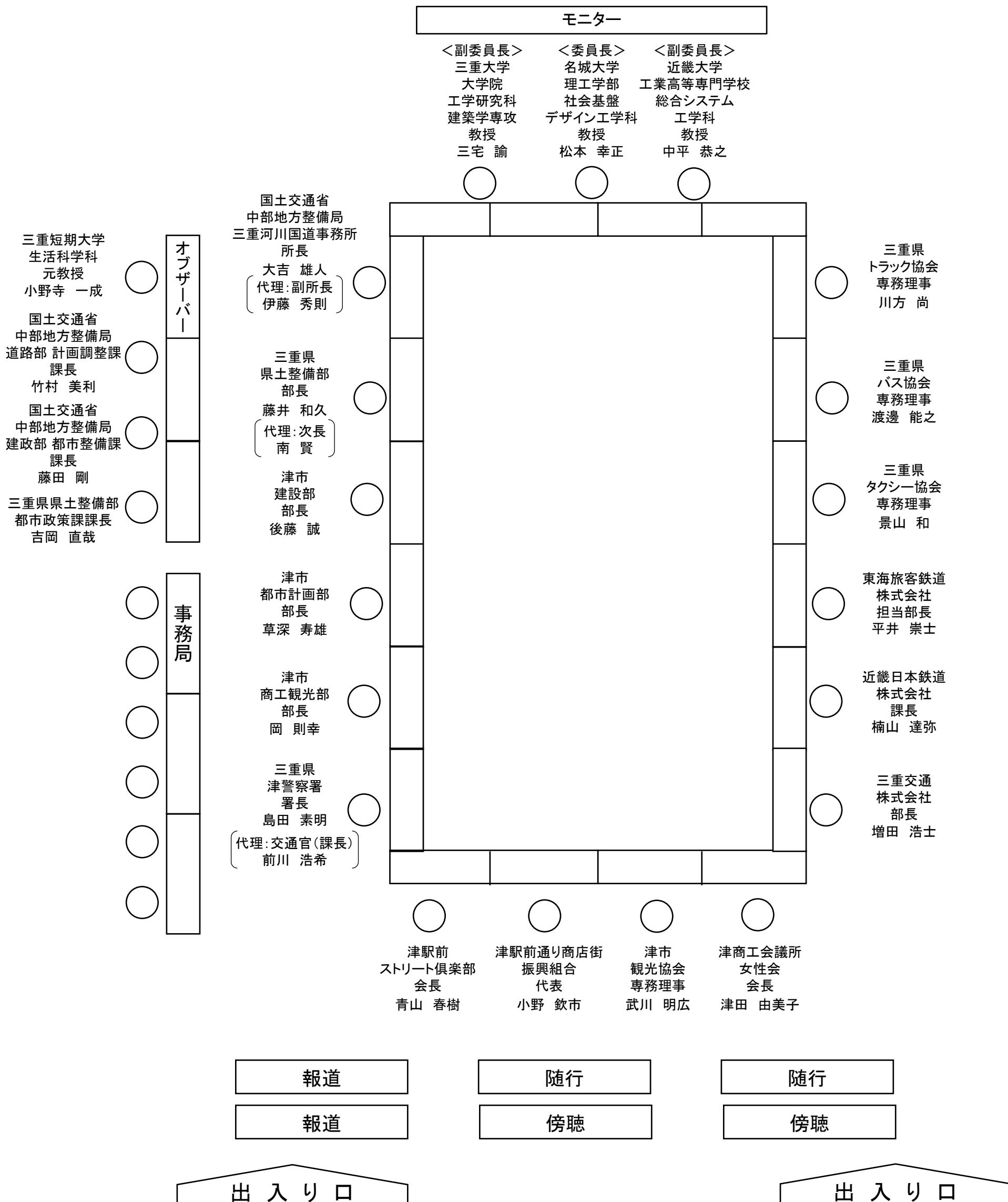
	区分		所 属	氏 名	出 欠
1	委員長		名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科 教授	マツモト ユキマサ 松本 幸正	出席
2	副委員長	有識者	近畿大学工業高等専門学校総合システム工学科 教授	ナカヒラ ヤスユキ 中平 恭之	出席
3			三重大学大学院工学研究科建築学専攻 教授	ミヤケ サトシ 三宅 諒	出席
4	委員	交通 関係者	三重県トラック協会 専務理事	カワカミ ヒロシ 川方 尚	出席
5			三重県バス協会 専務理事	ワタナベ ヒロユキ 渡邊 能之	出席
6			三重県タクシー協会 専務理事	カゲヤマ カノウ 景山 和	出席
7			東海旅客鉄道株式会社 担当部長	ヒライ タカシ 平井 崇士	出席
8			近畿日本鉄道株式会社 課長	クサヤマ タツヤ 楠山 達弥	出席
9			三重交通株式会社 部長	マスダ コウジ 増田 浩士	出席
10		経済 関係者	津商工会議所 女性会 会長	ツダ ユミコ 津田 由美子	出席
11			津市観光協会 専務理事	タケガワ アキヒロ 武川 明広	出席
12			津駅前通り商店街振興組合 代表	オノ キンイチ 小野 欽市	出席
13			津駅前ストリート倶楽部 会長	アオヤマ ハルキ 青山 春樹	出席
14		行政 関係者	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 所長	オオヨシ タケト 大吉 雄人	代理出席：副所長（道路） 伊藤 秀則
15			三重県県土整備部 部長	フジイ カズヒサ 藤井 和久	代理出席：次長 南 賢
16			津市建設部 部長	ゴトウ マコト 後藤 誠	出席
17			津市都市計画部 部長	クサブカ ヒサオ 草深 寿雄	出席
18			津市商工観光部 部長	オカ リュウキ 岡 則幸	出席
19			三重県津警察署 署長	シマダ モトアキ 島田 素明	代理出席：交通官（課長） 前川 浩希
20		有識者	三重短期大学 生活科学科 元教授	オノデラ カズシゲ 小野寺 一成	出席
21	オブ ザーバー	行政 関係者	国土交通省中部地方整備局道路部計画調整課 課長	タケムラ ミチ 竹村 美利	出席
22			国土交通省中部地方整備局建政部都市整備課 課長	フジタ ツヨシ 藤田 剛	出席
23			三重県県土整備部都市政策課 課長	シノオカ ナオヤ 吉岡 直哉	出席

事務局	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 計画課
	三重県県土整備部 道路企画課
	津市建設部 建設政策課

令和8年度 第1回 津駅周辺道路空間再編検討委員会 席次表

令和8年8月20日（木）14:00～

アスト津 4階 アストホール



津駅周辺道路空間再編検討委員会 設置要綱

（設置）

第1条 津駅周辺道路空間の整備方針（2022.3 策定）をふまえ、その具体化に向け、将来を見据えた専門的な知見や地元意見等、幅広く意見聴取を行うことを目的として、津駅周辺道路空間再編検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、整備方針の具体化について、様々な観点から検討及び協議し、意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員会は、有識者、交通関係者、経済関係者及び各行政機関をもって構成する。

2 委員の任期は、委員会の所掌事務が完了するまでとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、有識者である委員がこれを務める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときには、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

（代理出席）

第6条 交通関係者、経済関係者、各行政機関関係者において、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

（検討部会）

第7条 委員会は、必要に応じて検討部会を設置することができる。

(守秘義務)

第8条 各委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。
また、その職を退いた後も同様とする。

(公開)

第9条 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められるなど、特別な理由がある場合には、非公開とすることができる。

(事務局)

第10条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 事務局は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所計画課、三重県県土整備部道路企画課、津市建設部建設政策課に置くものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(令和5年8月1日 設置要綱一部改正)

(令和6年8月22日 設置要綱一部改正)

津駅周辺道路空間再編検討委員会 委員名簿

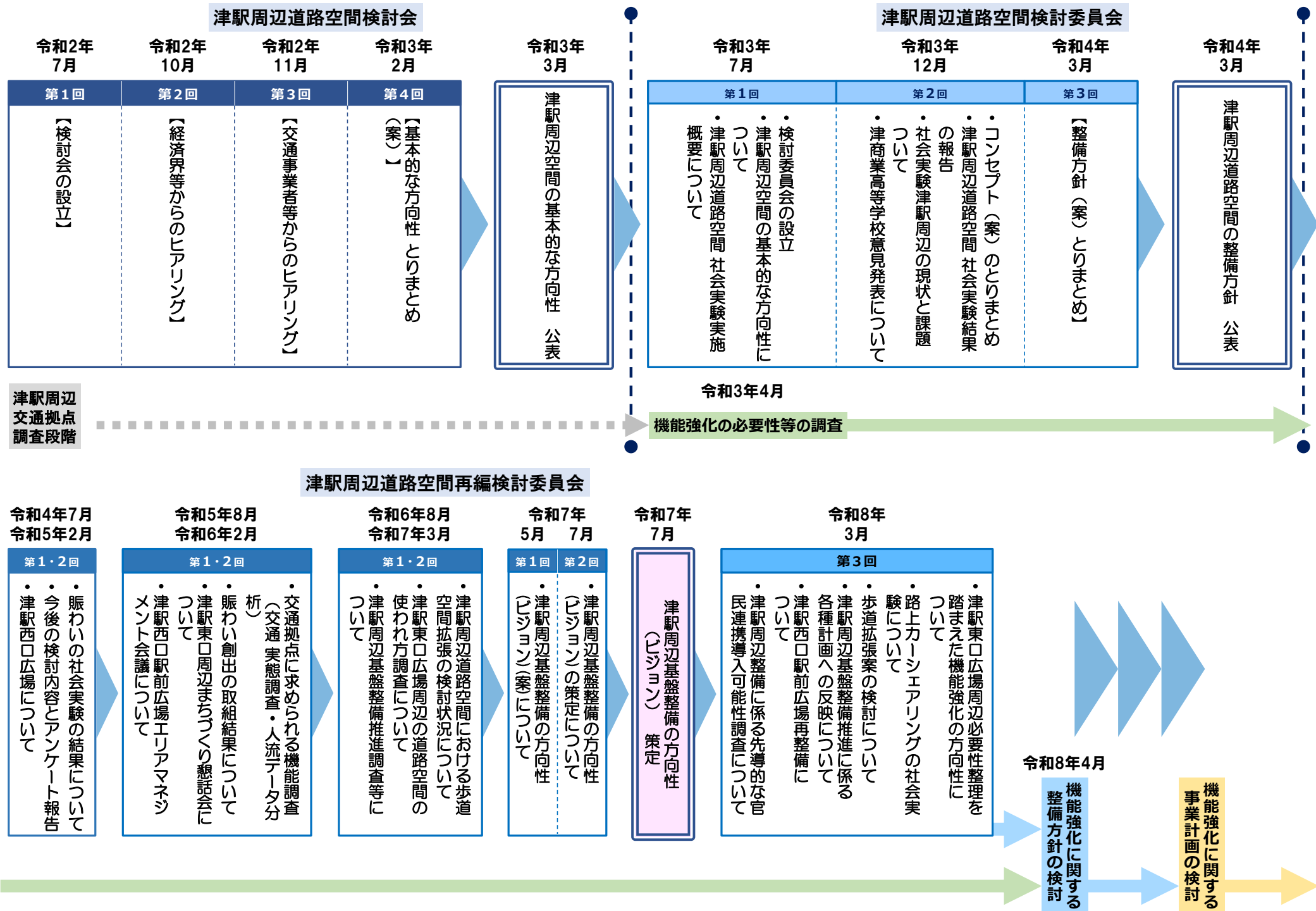
所 属		役 職	氏名（敬称略）	
委員長	名城大学 理工学部 社会基盤デザイン工学科	教授	マツモト 松本	ユキマサ 幸正
副委員長	近畿大学工業高等専門学校 総合システム工学科	教授	ナカヒラ 中平	ヤスユキ 恭之
	三重大学大学院 工学研究科 建築学専攻	教授	ミヤケ 三宅	サトシ 諭
交通関係者	三重県トラック協会	専務理事	カワカタ 川方	ヒサシ 尚
	三重県バス協会	専務理事	ワタナベ 渡邊	ノリユキ 能之
	三重県タクシー協会	専務理事	カゲヤマ 景山	カノウ 和
	東海旅客鉄道株式会社	担当部長	ヒライ 平井	タカシ 崇士
	近畿日本鉄道株式会社	課長	クスヤマ 楠山	タツヤ 達弥
	三重交通株式会社	部長	マスダ 増田	コウジ 浩士
経済関係者	津商工会議所女性会	会長	ツダ 津田	ユミコ 由美子
	津市観光協会	専務理事	タケガワ 武川	アキヒロ 明広
	津駅前通り商店街振興組合	代表	オノ 小野	キンイチ 欽市
	津駅前ストリート倶楽部	会長	アオヤマ 青山	ハルキ 春樹
行政	国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	オオヨシ 大吉	タケト 雄人
	三重県県土整備部	部長	フジイ 藤井	カズヒサ 和久
	津市建設部	部長	ゴトウ 後藤	マコト 誠
	津市都市計画部	部長	クサブカ 草深	ヒサオ 寿雄
	津市商工観光部	部長	オカ 岡	ノリユキ 則幸
	三重県津警察署	署長	シマダ 島田	モトアキ 素明
オブザーバー	三重短期大学 生活科学科	元教授	オノデラ 小野寺	カズシゲ 一成
	国土交通省中部地方整備局 道路部 計画調整課	課長	タケムラ 竹村	ミトシ 美利
	国土交通省中部地方整備局 建政部 都市整備課	課長	フジタ 藤田	ツヨシ 剛
	三重県県土整備部 都市政策課	課長	ヨシオカ 吉岡	ナオ ヤ 直哉

第1回 津駅周辺道路空間再編検討委員会

これまでの検討経緯

令和8年8月20日

1. これまでの検討経緯



2. 委員の追加・変更

委員名簿（～R7）

所 属	役 職	氏名(敬称略)
委員長	三重短期大学 生活科学科	教授 オノデラ カズシゲ 小野寺 一成
副委員長	近畿大学工業高等専門学校 総合システム工学科	教授 ナカヒラ ヤスユキ 中平 恭之
交通関係者	三重県トラック協会	専務理事 カワカタ ヒサシ 川方 尚
	三重県バス協会	専務理事 アオキ シュウジ 青木 周二
	三重県タクシー協会	津支部長 ムラタ トモカズ 村田 友和
	東海旅客鉄道株式会社	担当部長 ヒライ タカシ 平井 崇士
	近畿日本鉄道株式会社	課長 クサヤマ タツヤ 楠山 達弥
	三重交通株式会社	部長 マスダ コウジ 増田 浩士
経済関係者	津商工会議所女性会	会長 ツダ ユミコ 津田 由美子
	津市観光協会	専務理事 タケガワ アキヒロ 武川 明広
	津駅前通り商店街振興組合	代表 オノ キンイチ 小野 欽市
	津駅前ストリート倶楽部	会長 アオヤマ ハルキ 青山 春樹
行政	国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長 オオヨシ タクト 大吉 雄人
	三重県県土整備部	部長 フジイ カズヒサ 藤井 和久
	津市建設部	部長 ゴトウ マコト 後藤 誠
	津市都市計画部	部長 クサブカ ヒサオ 草深 寿雄
	津市商工観光部	部長 ナガイ マコト 長井 誠

委員名簿（R8～）

※太字・下線が変更箇所

所 属	役 職	氏名(敬称略)
委員長	名城大学 理工学部 社会基盤デザイン工学科	教授 マツモト ユキマサ <u>松本 幸正</u>
副委員長	近畿大学工業高等専門学校 総合システム工学科	教授 ナカヒラ ヤスユキ 中平 恭之
	三重大学大学院 工学研究科 建築学専攻	教授 ミヤケ サトシ <u>三宅 諭</u>
交通関係者	三重県トラック協会	専務理事 カワカタ ヒサシ 川方 尚
	三重県バス協会	専務理事 ウタナベ ノリユキ <u>渡邊 能之</u>
	三重県タクシー協会	専務理事 カゲヤマ カノウ <u>景山 和</u>
	東海旅客鉄道株式会社	担当部長 ヒライ タカシ 平井 崇士
	近畿日本鉄道株式会社	課長 クサヤマ タツヤ 楠山 達弥
	三重交通株式会社	部長 マスダ コウジ 増田 浩士
経済関係者	津商工会議所女性会	会長 ツダ ユミコ 津田 由美子
	津市観光協会	専務理事 タケガワ アキヒロ 武川 明広
	津駅前通り商店街振興組合	代表 オノ キンイチ 小野 欽市
	津駅前ストリート倶楽部	会長 アオヤマ ハルキ 青山 春樹
行政	国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長 オオヨシ タクト 大吉 雄人
	三重県県土整備部	部長 フジイ カズヒサ 藤井 和久
	津市建設部	部長 ゴトウ マコト 後藤 誠
	津市都市計画部	部長 クサブカ ヒサオ 草深 寿雄
	津市商工観光部	部長 オカ ノリユキ <u>岡 則幸</u>
	三重県津警察署	署長 シマダ モトアキ 島田 素明
	三重短期大学 生活科学科	元教授 オノデラ カズシゲ 小野寺 一成
<u>オブザーバー</u>	国土交通省中部地方整備局 道路部 計画調整課	課長 タケムラ ミトシ 竹村 美利
	国土交通省中部地方整備局 建政部 都市整備課	課長 フジタ ツヨシ 藤田 剛
	三重県県土整備部 都市政策課	課長 ヨシオカ ナオヤ 吉岡 直哉

第1回 津駅周辺道路空間再編検討委員会

設置要綱の改正について

令和8年8月20日

設置要綱（～R7）

津駅周辺道路空間再編検討委員会 設置要綱

（設置）

第1条 津駅周辺道路空間の整備方針（2022.3 策定）をふまえ、その具体化に向け、将来を見据えた専門的な知見や地元意見等、幅広く意見聴取を行うことを目的として、津駅周辺道路空間再編検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、整備方針の具体化について、様々な観点から検討及び協議し、意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員会は、有識者、交通関係者、経済関係者及び各行政機関をもって構成する。
2 委員の任期は、委員会の所掌事務が完了するまでとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、有識者である委員がこれを務める。
2 委員長は、会務を総理する。
3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
3 委員長は、必要があると認めるときには、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

（代理出席）

第6条 交通関係者、経済関係者、各行政機関関係者において、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

（検討部会）

第7条 委員会は、必要に応じて検討部会を設置することができる。

設置要綱案（R8～）

※赤字が変更箇所

津駅周辺道路空間再編検討委員会 設置要綱（案）

（設置）

第1条 津駅周辺基盤整備の方向性（ビジョン）（2025.7 策定）をふまえ、**た整備**に向け、将来を見据えた専門的な知見や地元意見等、幅広く意見聴取を行うことを目的として津駅周辺道路空間再編検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、**津駅周辺の基盤整備の方向性（ビジョン）に基づく取組の実現に向けて**、様々な観点から検討及び協議し、意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員会は、有識者、交通関係者、経済関係者、**各行政機関による委員及びオブザーバー**をもって構成する。
2 委員の任期は、委員会の所掌事務が完了するまでとする。

（委員長等）

第4条 委員会に委員長**及び副委員長**を置き、有識者である委員がこれを務める。
2 委員長は、会務を総理する。
3 委員長に事故あるときは、**副委員長**がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
3 委員長は、必要があると認めるときには、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

（代理出席）

第6条 交通関係者、経済関係者、各行政機関関係者において、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

（検討部会）

第7条 委員会は、必要に応じて検討部会を設置することができる。

設置要綱（～R7）

（守秘義務）

第 8 条 各委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。
また、その職を退いた後も同様とする。

（公開）

第 9 条 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められるなど、特別な理由がある場合には、非公開とすることができる。

（事務局）

第 1 0 条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。
2 事務局は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所計画課、三重県県土整備部道路企画課、津市建設部建設政策課に置くものとする。

（補則）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（令和 5 年 8 月 1 日 設置要綱一部改正）

（令和 6 年 8 月 2 2 日 設置要綱一部改正）

設置要綱案（R8～）

※赤字が変更箇所

（守秘義務）

第 8 条 各委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。
また、その職を退いた後も同様とする。

（公開）

第 9 条 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められるなど、特別な理由がある場合には、非公開とすることができる。

（事務局）

第 1 0 条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。
2 事務局は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所計画課、三重県県土整備部道路企画課、津市建設部建設政策課に置くものとする。

（補則）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（令和 5 年 8 月 1 日 設置要綱一部改正）

（令和 6 年 8 月 2 2 日 設置要綱一部改正）

（令和 8 年 月 日 設置要綱一部改正）

第1回 津駅周辺道路空間再編検討委員会

津駅東口周辺 交通拠点の機能強化
今年度の取組

三重河川国道事務所

令和8年8月20日

1. 今後の検討体制

津駅周辺道路空間再編検討委員会

- 目的
津駅周辺基盤整備の方向性（ビジョン）（2025.7策定）を踏まえた整備に向け、将来を見据えた専門的な知見や地元意見等、幅広く意見聴取を行うことを目的として、津駅周辺道路空間再編推進会議を設置する。
- メンバー
学識経験者、交通関係者、経済関係者、行政関係者
- 事務局
三重河川国道事務所、三重県、津市
- オブザーバー
学識経験者、中部地方整備局、三重県



検討事項を報告

津駅周辺交通結節点検討部会（仮）

設立予定

- 目的（案）
津駅周辺基盤整備の方向性（ビジョン）（2025.7策定）を踏まえた整備に向け、関係者とともに専門的・学術的見地から幅広く意見交換を行い、津駅周辺交通結節点の機能強化方針の具体化および事業計画のとりまとめを目的として、本検討部会を設置するものである。
- メンバー（案）
学識経験者、交通関係者、経済関係者、行政関係者
- 事務局（案）
三重河川国道事務所（主）、三重県、津市

津駅東口周辺まちづくり懇話会

- 目的（R5年設立）
地権者・商業者・地元企業・自治会などを構成員として懇話会を設立し、津駅周辺道路空間再編検討委員会の協議内容の共有や意見集約等を行い、今後、まちづくりの検討等を行っていくこと
- メンバー
商業団体、商業者、地権者、地場企業、地元自治会
- 事務局
津市

協議・検討内容の共有

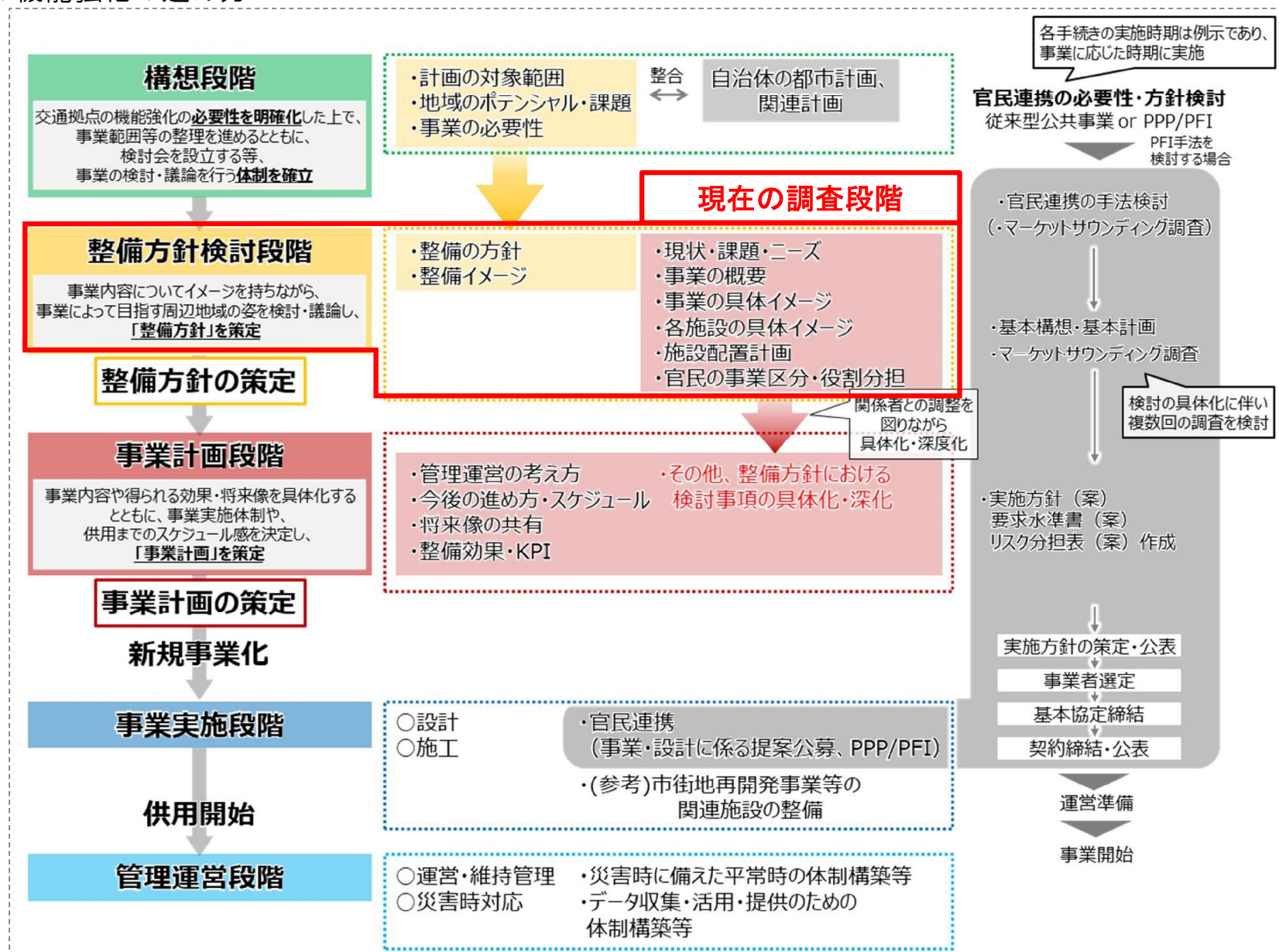
津駅西口駅前広場エリアマネジメント会議

- 目的（R5年設立）
津駅西口駅前広場における各乗降場等の利用方法や管理方法を検討し、駅前広場全体の管理・運営を調整すること
- メンバー
学識経験者、地元自治会、施設管理者、交通事業者、経済関係者、交通管理者、行政関係者
- 事務局
津市

1. 交通拠点の機能強化の進め方

- 津駅東口周辺 交通拠点の機能強化に関する調査段階が、令和8年度に「整備方針検討段階」に移行した。
- 「整備方針検討段階」では、整備方針の策定に向けて、様々な検討を実施する。

■ 交通拠点の機能強化の進め方

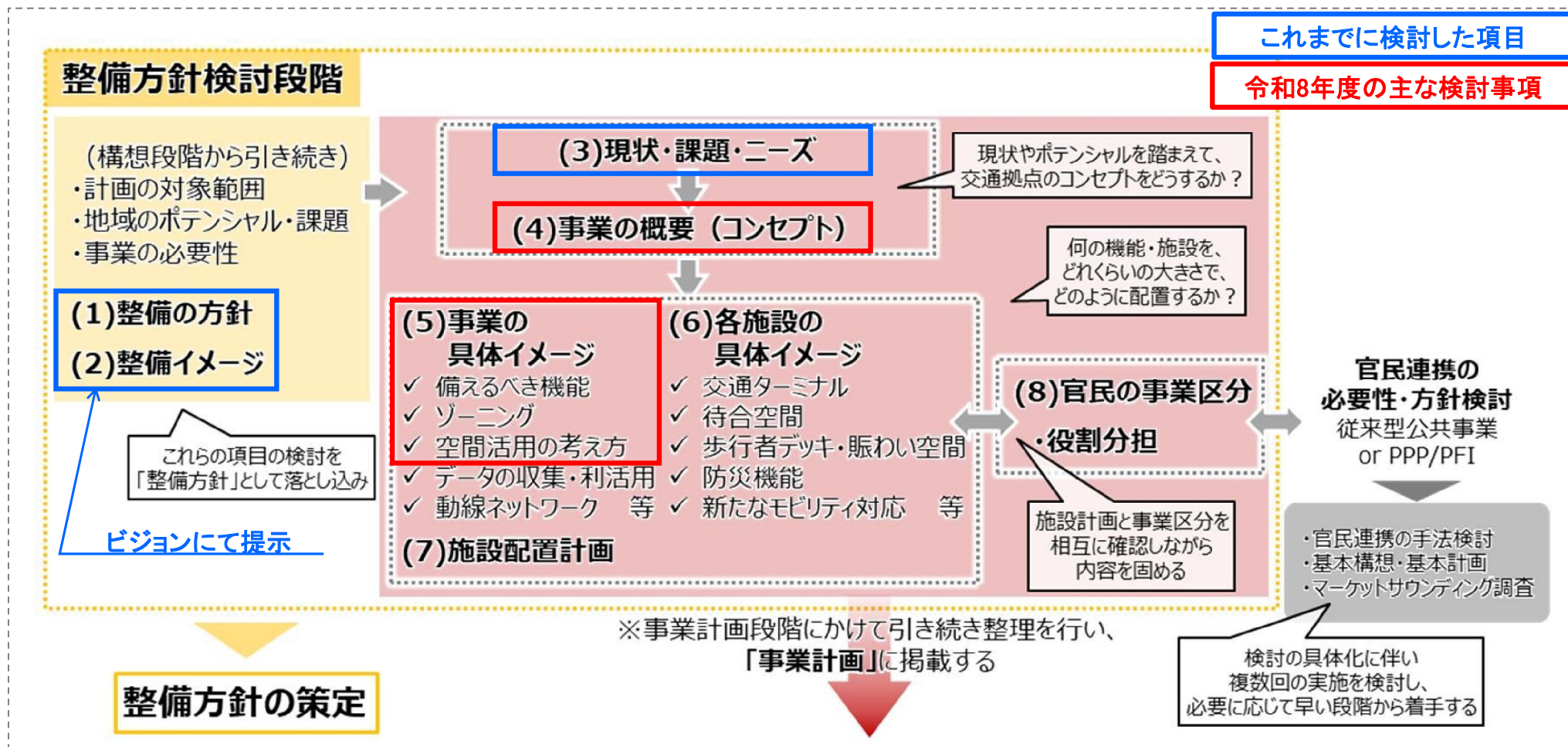


※交通拠点の機能強化に関する計画ガイドラインVer1.1の内容をもとに編集

2. 整備方針検討段階での検討項目と今年度の主な検討事項

- 「整備方針検討段階」の検討内容は以下のとおりである。
- 「整備の方針」「整備イメージ」については、ビジョンにて提示。
- 「現状・課題・ニーズ」については、これまでにとりまとめ結果を提示。
- 令和8年度では、「事業の概要（コンセプト）」「事業の具体イメージ」について、検討を進める。

■整備方針検討段階での検討項目と流れ



次項以降に、具体的な検討イメージを例示

3. 今年度の検討内容

■事業の概要（コンセプト）

【事業範囲】

- 事業計画を具体的に検討する上で対象とすべき範囲や事業のコンセプトを整理する。

【コンセプト】

- 交通拠点が目指すべき姿や整備の方針を、複数の視点から整理する。

<例> 計画の対象範囲・コンセプト【バス停神戸三宮（兵庫県）】

○計画の対象範囲

交通拠点整備の計画の対象範囲は、新たに設置するバスターミナルや駅前広場周辺、歩行者空間として整備する三宮クロススクエアの箇所に限定している。

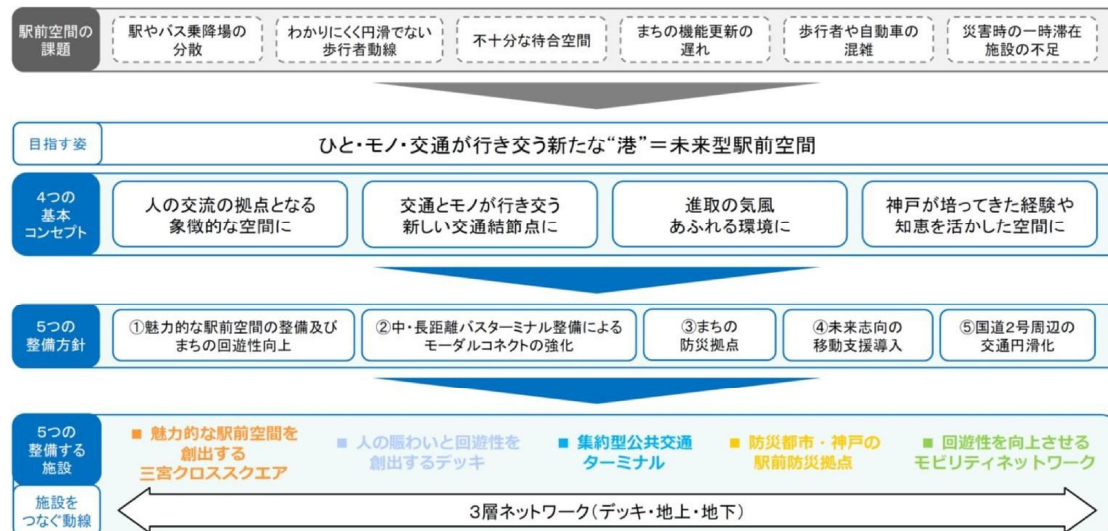


出典)神戸三宮「えき・まち空間」基本計画(H30.9)をもとに作成

○コンセプト

対象を上記の範囲に絞った上で、「人の交流の拠点となる象徴的な空間に」「交通とモノが行き交う新しい交通結節点に」「進取の気風あふれる環境に」「神戸が培ってきた経験や知恵を活かした空間に」という4つの基本コンセプトを定めた。

■基本コンセプトおよび整備方針の関係



※交通拠点の機能強化に関する計画ガイドラインVer1.1の内容をもとに編集

3. 今年度の検討内容

■事業の具体イメージ

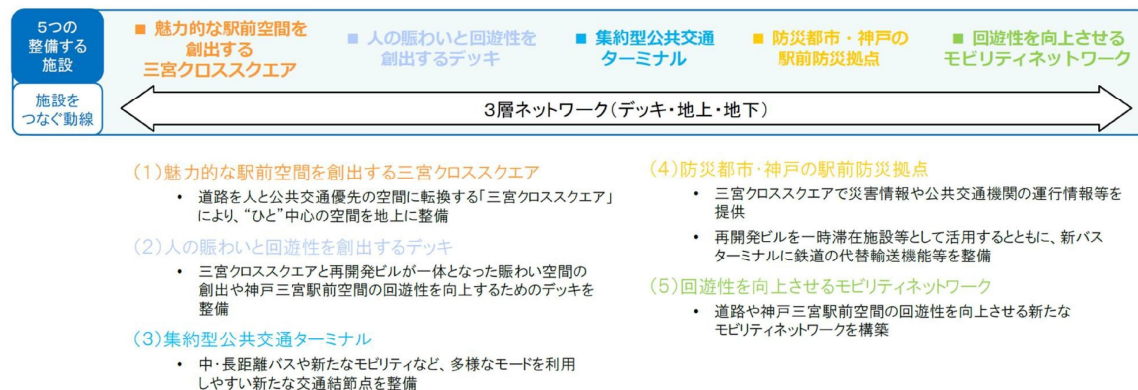
【備えるべき機能】

- 当該交通拠点の現状・課題・ニーズやコンセプト等を踏まえ、交通拠点の将来像の実現に向けて必要な機能を、周辺開発との役割分担も考慮した上で、関係者と連携してリストアップするとともに、当該機能に係る具体的な施設・設備と併せて整理する。
- 交通機能に関しては、交通ターミナルに乗り入れる車両（特定車両停留施設においては特定車両）を検討する。

<例> 備えるべき機能

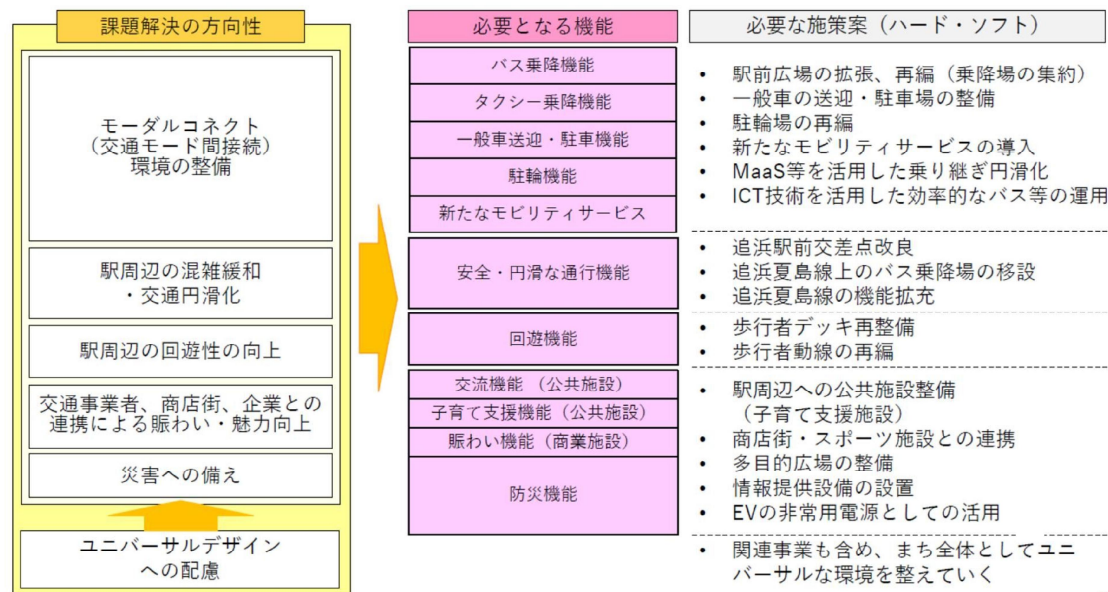
○バスタ神戸三宮(兵庫県)

新たに整備する施設を列挙し、各施設が有する機能を示している



○追浜駅交通ターミナル整備(神奈川県)

必要となる機能を整理した上で、施策案をハード・ソフト両面から提示



※交通拠点の機能強化に関する計画ガイドラインVer1.1の内容をもとに編集

3. 今年度の検討内容

■事業の具体イメージ

【ゾーニング】

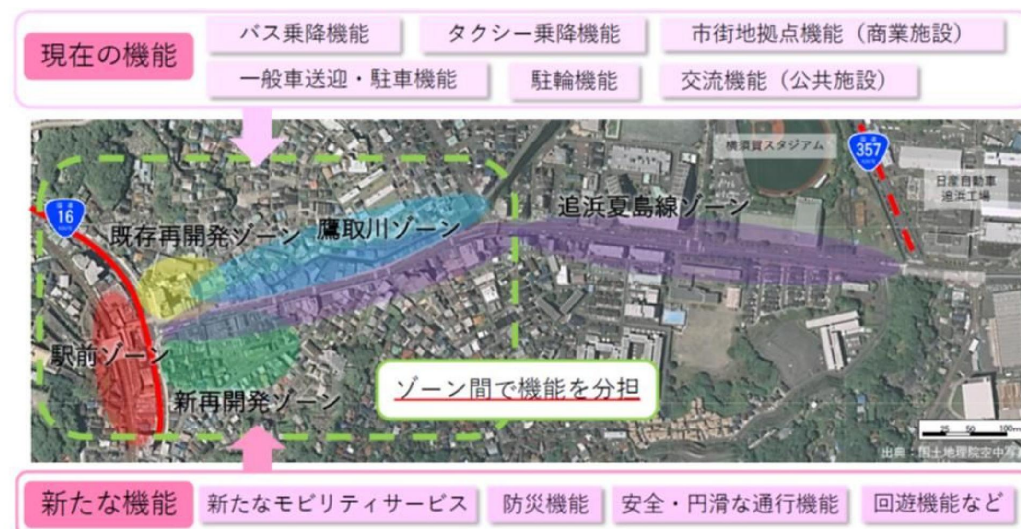
- 関係者と連携し、土地利用や周辺施設の配置も考慮した上で、交通機能、交流等機能のうち配置が見込まれる機能の大まかな空間（集約・分散配置等）について地図上で検討を行う。

<例> ゾーニング

○バススタ神戸三宮(兵庫県)



○追浜駅交通ターミナル整備(神奈川県)



駅前の交通拠点だけではなく、既存の再開発のゾーン、新たな再開発のゾーン、国道間を結ぶ市道、河川周辺で必要な機能を分担することを想定

3. 今年度の検討内容

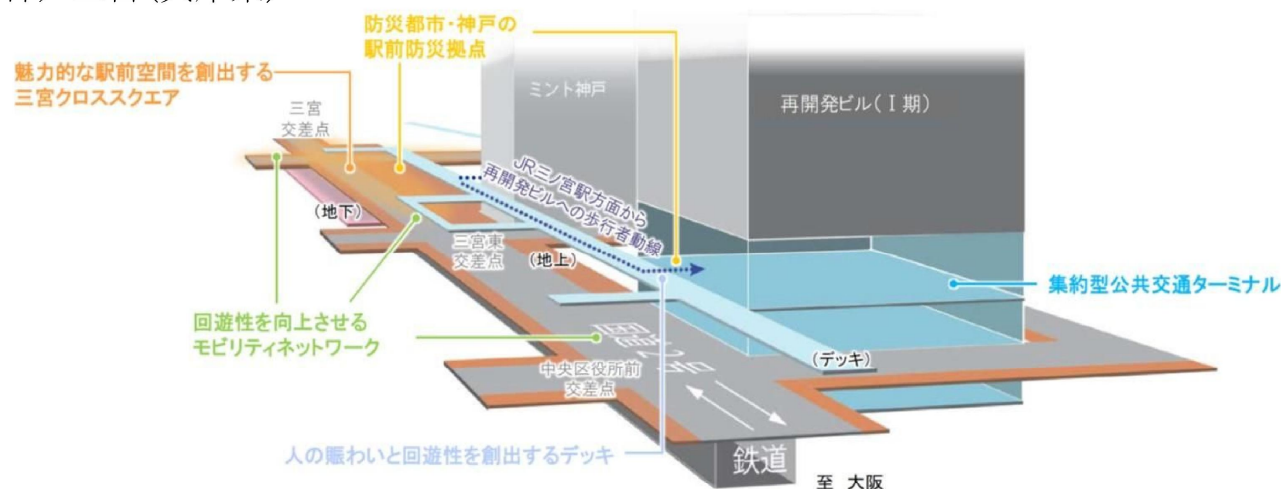
■事業の具体イメージ

【空間活用の考え方】

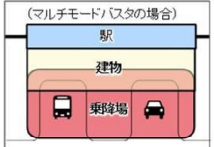
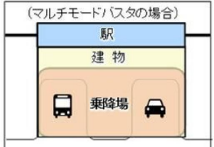
- 交通拠点の整備に際して、周辺道路も含めた立体的な空間を対象として、空間の確保・活用を検討する。その際、道路空間の立体活用も含め、各種制度活用の考え方を整理する。

＜例＞空間活用の考え方

○バスタ神戸三宮(兵庫県)



＜参考＞施設配置の形態（イメージ）

形態	平面タイプ	建物一部共用タイプ	建物一体タイプ
概要	・施設を平面的に整備 （平面イメージ） （マルチモードバスタの場合）  （断面イメージ） （マルチモードバスタの場合） 	・施設上空の一部に人工地盤や建物を整備 （平面イメージ） （マルチモードバスタの場合）  （断面イメージ） （マルチモードバスタの場合） 	・施設全体を周辺の建物と一体的に整備 （平面イメージ） （マルチモードバスタの場合）  （断面イメージ） （マルチモードバスタの場合） 

※交通拠点の機能強化に関する計画ガイドラインVer1.1の内容をもとに編集

第1回 津駅周辺道路空間再編検討委員会

歩道拡張に向けた取組について

令和8年8月20日

三 重 県

歩道拡張に向けたこれまでの社会実験

県道津停車場線における社会実験

R3 交通への影響調査

歩道拡張に向け、車線を6車線から4車線に減少させ、交通への影響を確認



R4 賑わい創出の調査

歩道を拡張し、その空間にベンチやテーブル等の設置、キッチンカーの出店等



R5 滞留・回遊性の調査

県道だけでなく近隣の栄町公園を使用し面的に社会実験を実施



R6,7 県道への新たな交通手段導入可能性調査

県道において、路上カーシェアリングの社会実験を実施



成果

・車線数減に伴う交通への大きな影響（速度低下や滞留）はなかった
⇒ 歩行者利便増進道路（ほこみち）導入に向けたハード整備の可能性

・道路空間再編により賑わいの創出が図れた
・実験エリアを面的に広げた結果、滞留・回遊性の強化が図れた
⇒ 津駅のポテンシャルの高さとニーズの把握

・路上カーシェアリングは、公共交通機関を補完する交通手段としてのニーズは非常に高いことが確認できた
⇒ 交通結節機能強化施策の1つとして取り込める可能性

社会実験により賑わいの創出が確認できたが
継続した賑わいの創出が望まれる！

R8～ 拡張後の活用方法等に関する調査

活用主体の掘り起こしや活用方法の検証などを目的とした**社会実験を実施**

■ 継続した賑わいを創出できるハード整備（歩道拡張案）



歩道拡張案を確定するには・・・

- ・拡張した空間をどのように活用するか
⇒ 人が来なくなるイベントや日常の活用方法 ⇒ **活用主体の選定**
- ・**沿道地域**への影響はどうか
⇒ 地域と一体となった運営 ⇒ **地元住民や店舗との調整**
- ・将来的に**人の流れ**がどうなるか
⇒ 人が来やすい動線 ⇒ **駅前広場の計画と連携** などが必要

■ 継続した賑わいを創出できるマネジメント（民間活力）

賑わいの創出には・・・

民間活力が必須で、それを継続するには**マネジメント主体が必要**

関係者への聞き取りでは・・・

現状では商店街組合等による活用は人材不足や高齢化で難しく、「出店の希望はあっても、**マネジメントまでは難しい**のではないか」との意見もあった。

検討課題

- ・活用主体の掘り起こし ⇒ **組織化・自走化**
- ・活用方針の決定（関係者との調整）
- ・歩道拡張空間に必要な機能の決定

令和8～9年度の社会実験予定

目的

- ・ **活用（マネジメント）主体**の掘り起こし
- ・ 歩道拡張後の**活用方法**検討
- ・ 拡張した空間に**必要な機能**の検討
- ・ 日常的な道路空間利活用による**機運醸成**

内容（案）

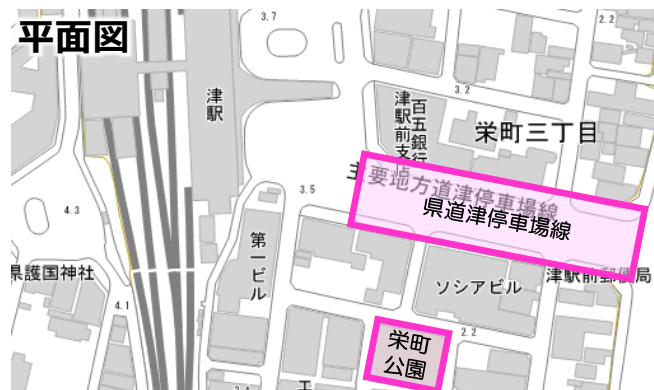
- ・ 前回（両側1車線ずつ）と別のパターンでの歩道拡張
- ・ イベント時以外での活用方法検証（テーブル・イス・人工芝設置など）
- ・ 賑わい創出イベント等の実施

期間（案）

- ・ R8秋頃：歩道拡張及びイベント時以外の活用方法検証（14日間程度）
- ・ R9春頃：賑わい創出イベント等（10日間程度）

場所

- ・ 県道津停車場線
- ・ 栄町公園



社会実験の目的

◆活用（マネジメント）主体の掘り起こし

社会実験を通じて、**道路空間の活用に興味を持ってもらう！**

歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の活用

- ・無余地性の基準が**除外** ⇒ **道路占用許可が柔軟に**
- ・占用者（活用主体）を公募により選定する場合、**最長20年の占用**が可能（通常は5年）
⇒ **民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能**
- ・占用主体が道路維持管理の協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）を行う場合、**占用料の額の90%を減額**

活用主体＝マネジメント主体となれるような民間活力が必要

マネジメント主体の役割

出店者の調整

- 出店スペースのトラブル回避
- 出店品目重複のトラブル回避

賑わい空間の維持管理

- 清潔な道路空間の維持（日常の清掃など）
- 迷惑行為等に対する注意喚起・対策など

手続きの一元化

- 各出店者による行政手続きの負担減による出店意欲の向上

沿道店舗等との調整

- 沿道店舗とのトラブル回避
- 沿道店舗と連携した企画



活用主体による清掃活動

出典：東京都足立区HP

社会実験の目的

◆歩道拡張後の活用方法検討

社会実験を通じて、**道路空間の活用可能性を探る！**

⇒前回（両側1車線ずつ）と別のパターンでの歩道を拡張、交通状況についても確認

道路空間の活用イメージ



出典：「ソルトレイクシティ道路類型」草案（2021年6月）

道路空間活用事例



オープンカフェ（賑わい）

出典：東京都新宿区HP



パークレット・緑化（憩い）

出典：（一社）御堂筋まちづくりネットワークHP



路上カーシェアリング（交通）

出典：国土交通省東京国道事務所HP

その他

・食事施設（コンテナハウス）・キッチンカー・テント・テーブルや椅子・パラソル・人工芝・イベント施設（露店・商品置場・ステージ・やぐら・観客席）・シェアサイクルポート・荷捌きスペース・駅前広場機能の補完（乗降場、駐車スペースなど）など

社会実験の目的

◆ 拡張した空間に必要な機能の検討

社会実験を通じて、**来訪者や出店者のニーズを把握！**

道路空間の活用イメージ



出典：「ソルトレークシティ道路類型」草案（2021年6月）

機能の一例



その他

・ベンチ・椅子・緑化スペース（プランターや植栽など）・給水スポット・デジタルサイネージ・授乳等スペース・キッズスペース・ペット同伴スペース・防災設備（かまどベンチなど）・照明・案内看板など

出典：飯田市中心市街地活性化協会HP

出典：東京都中央区HP

社会実験の目的

◆ 日常的な道路空間利活用による機運醸成

社会実験を通じて、**津駅周辺で賑わい創出ができることを広く知ってもらう！**

⇒歩行者等の状況調査、アンケート調査も実施

前回社会実験時の賑わい 延べ来場者数 R4：約6,500人 R5：約12,000人



今後について

今後（R9以降）の予定

■ 社会実験の継続

- ・ 活用主体の**組織化**、**自走化**に向けた支援
- ・ 活用方法、必要な機能の検討
- ・ 日常的な公共空間利活用による機運醸成



■ 歩道拡張の詳細設計

■ デザイン検討

■ ほこみちの指定に向けた協議等



賑わい空間のイメージ

<目標>

歩道拡張工事 ⇨ 民間主体による道路空間の活用 ⇨ 賑わいの継続

第1回 津駅周辺道路空間再編検討委員会

津市の令和8年度事業について

令和8年8月20日
津 市

交通ターミナル上部空間の活用検討について①

令和7年度

津駅東口交通ターミナル上部空間活用等検討業務

国土交通省総合政策局
先導的官民連携支援事業を活用

官民連携による施設整備の事業手法等の検討に向けた調査を実施

整備・運営の一貫性等から**PFI事業と民間事業**の適性が高い

令和8年度

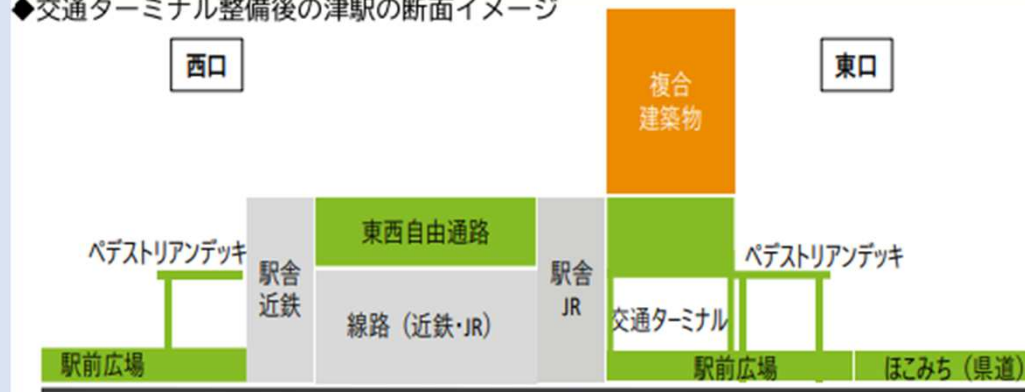
津駅東口交通ターミナル上部空間活用事業化検討調査業務

国土交通省総合政策局
先導的官民連携支援事業を活用

調査の目的

バスタプロジェクトと連動し、老朽化した駅前
インフラ(東西自由通路、駅前広場等)の一体的
再構築及び活性化に向けて、**民間活力を活かす
ための事業条件を整理**し、他のバスタプロジェクトの
模範となり得るモデルケース創出を目指す

◆交通ターミナル整備後の津駅の断面イメージ



<令和8年度調査の進め方>

1

令和7年度サウンディング調査結果を踏まえ、
規模や配置等、より具体的な事業モデルの検討・
収益性検証に向けた**想定プラン**を構築

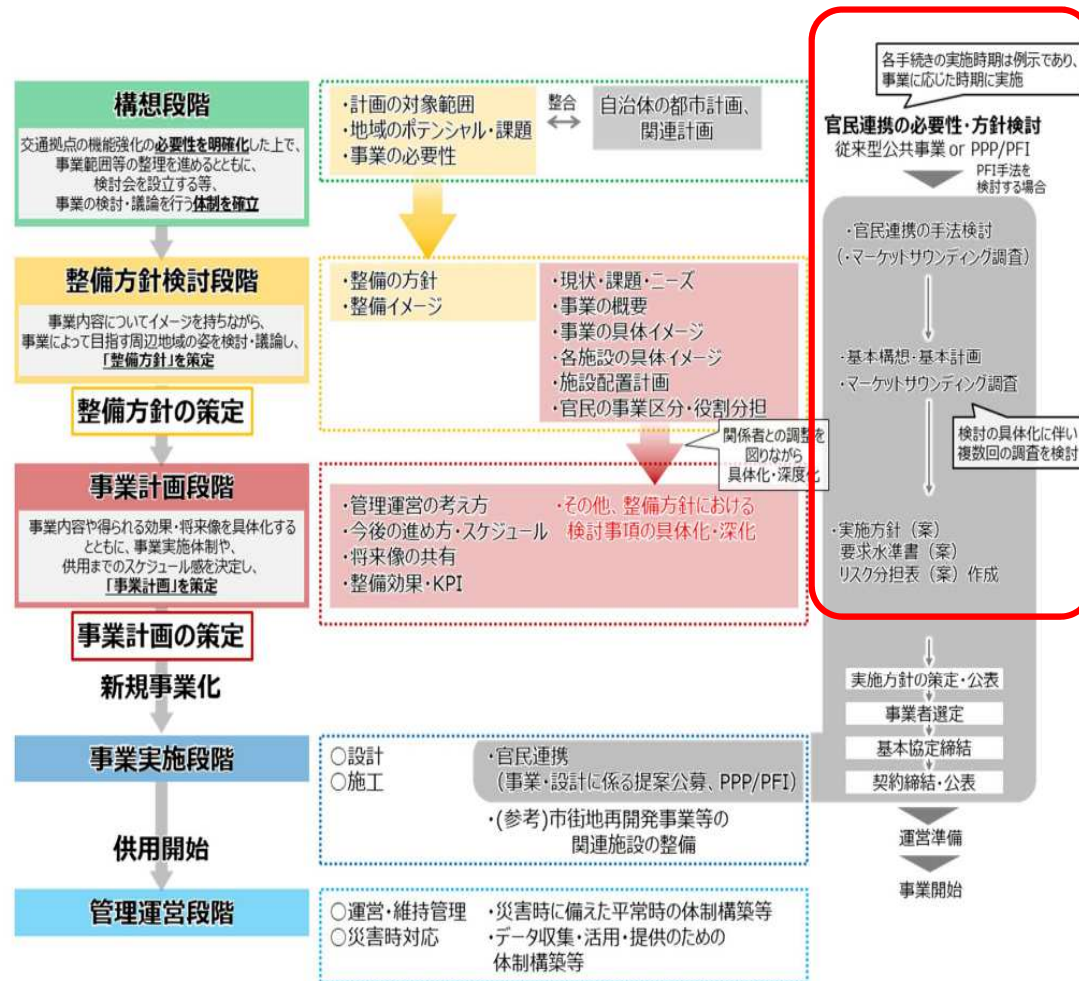
2

行政負担範囲を示し、複数の施設を一体的に
整備するための連携方策の検討、開発段階ご
との**リスク**を分析

3

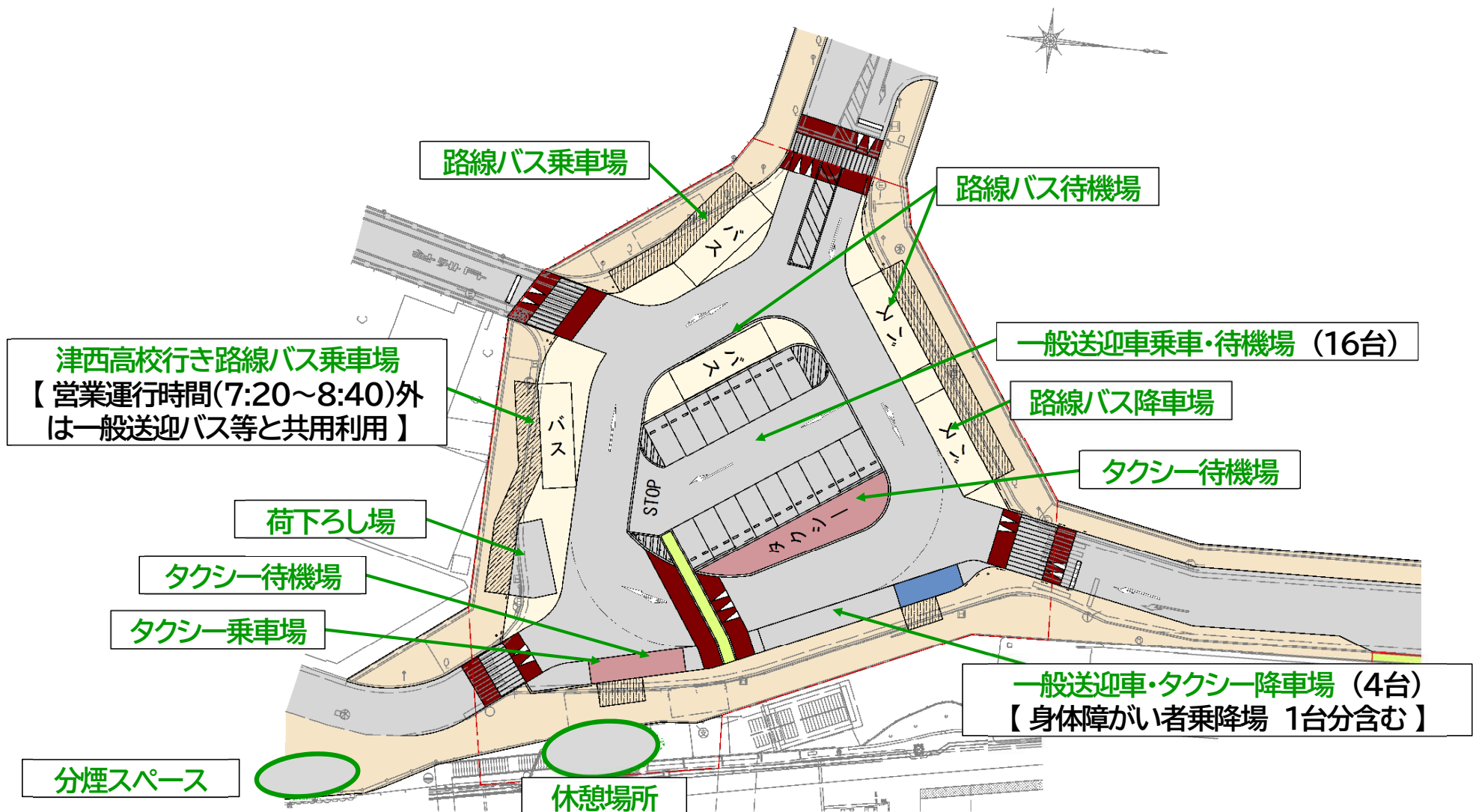
サウンディングを実施し、**詳細な事業条件把握**
や収益性評価を行うことでコンセッション等の
事業成立可能性を検討

次年度以降の実施方針素案作成に向けて、
複合建築物の条件やスケジュールを整理



津駅西口駅前広場の整備内容(配置の考え方)

国土交通省都市局
都市・地域交通戦略推進事業を活用



施工順序

令和8年度

① 雨水函渠布設工事
(R8. 8～)

② 築山撤去 (R8. 10～)

③ 南側歩道部整備

④ 西側歩道部整備

令和9年度

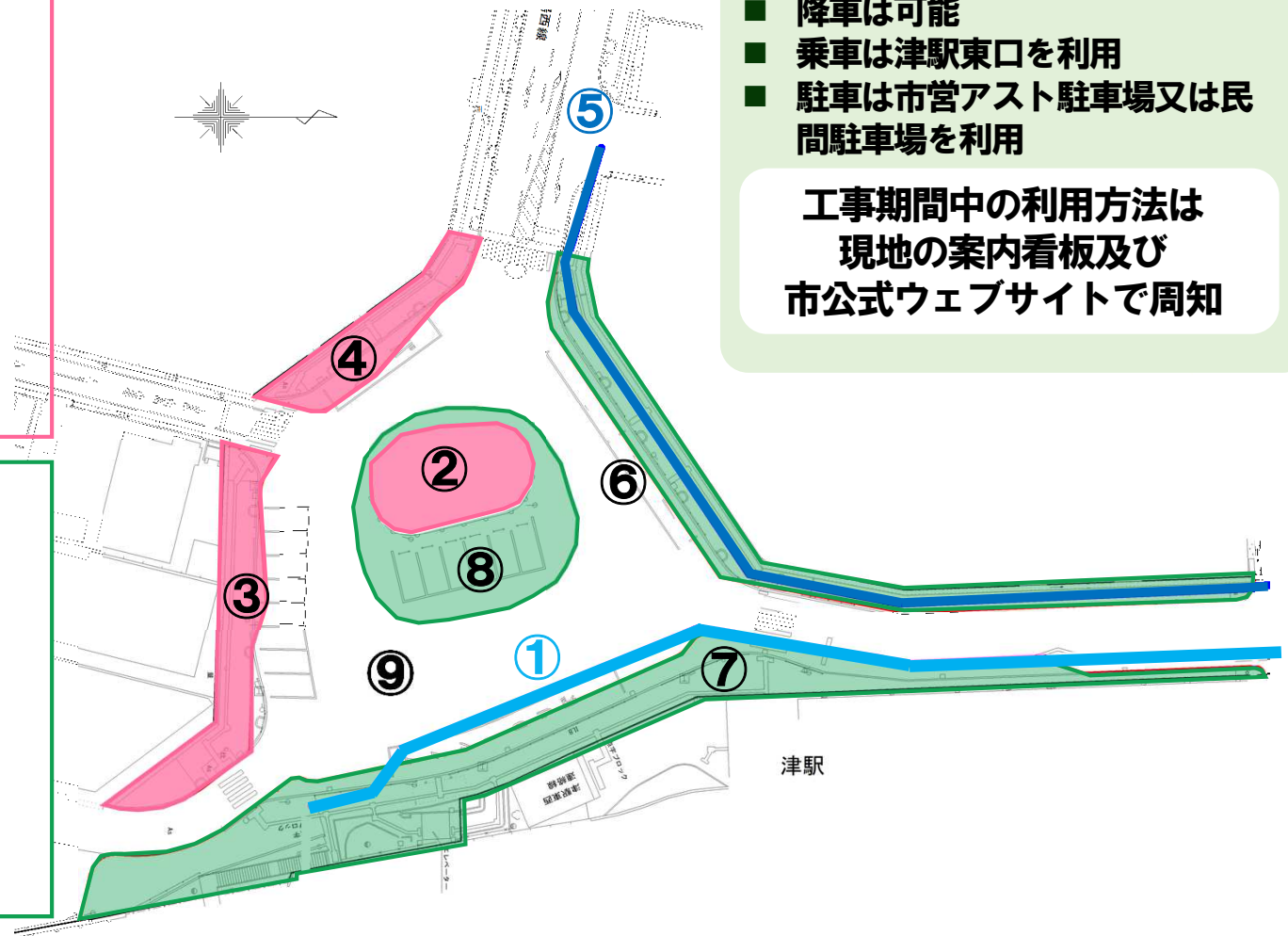
⑤ 水道管老朽化対策工事

⑥ 北側歩道部整備

⑦ 東側歩道部整備

⑧ 中央乗車・待機場整備

⑨ 舗装復旧 (工事完了)



工事中の一般車の利用方法

- 降車は可能
- 乗車は津駅東口を利用
- 駐車は市営アスト駐車場又は民間駐車場を利用

工事期間中の利用方法は
現地の案内看板及び
市公式ウェブサイトで周知

津駅東西自由通路の整備について①

R2年度「津駅周辺空間の基本的な方向性」公表(令和3年3月、県・市において取りまとめ)

R3年度「津駅周辺道路空間の整備方針」公表(令和4年3月、国・県・市において取りまとめ)

津駅の東西連携の強化に向け、東西を快適に移動し、交流を高める「東西自由通路」の整備を掲げる

R5年度 津市が東西自由通路整備を行うことを決定(令和5年8月)

「三重県政に対する要望」において、下部田垂水線(上浜工区)の事業主体を県とすることが了承される一方で、津駅東西自由通路の事業主体は市となるよう要請を受けた

駅周辺の利便性や回遊性の向上、まちの活性化に加え、令和5年3月に通行止めとした津駅東西連絡歩道橋(市道羽所町第11号線)の代替機能となり得ることから、津市が事業主体となって整備することを決定

R6年度 津駅周辺基盤整備推進調査の実施【津市による概略検討】

歩行者交通の円滑化や駅利用者等の利便性、費用等を踏まえ、鉄道敷地上における設置箇所等を比較検討

位置

駅前広場との動線、駅舎への接続による利便性の向上、施工性等の観点から複数案を検討し、**近鉄駅舎南面に沿って配置する**形が、近鉄駅舎への影響が少なくメリットが大きい。JR側の既存ビルへの影響などについては引き続き検討が必要

幅員

他駅の事例、津駅周辺整備に伴うにぎわい創出による駅周辺の利用者見込みや跨線橋通行者数(令和7年)、国土技術政策研究所による「道路空間の安全性・快適性の向上に関する研究」などを基に検討した結果、基本的な交通機能の幅員に将来の利用拡大を見込み、**8.5m**を想定

(参考)各駅の鉄道乗降者数と自由通路幅員一覧

駅名	鉄道乗降者数(1日当たり)	幅員
津駅	20,000人	—
徳山駅	13,000人	8m
桑名駅	13,000人	6m
青森駅	15,000人	8~10m

【R7.7津市策定】津駅周辺基盤整備の方向性(ビジョン)

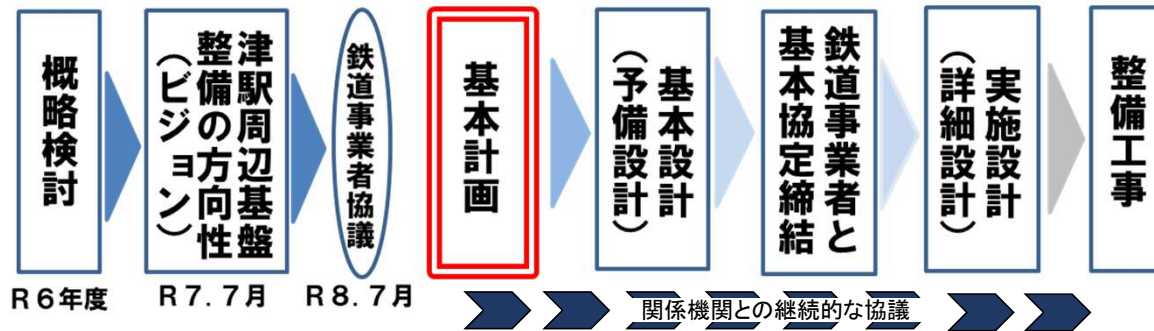


※一部滞留スペースを設けた新たな東西自由通路のイメージ

津駅東西自由通路の整備について②

東西自由通路整備事業は、交通ターミナルの配置計画との整合による動線の最適化など、バスタプロジェクトと密接に関連するため、鉄道事業者等と協議しながら、整備の方向性について合意形成を図り、早期事業化につなげるための基本計画の作成を進め、位置や規模等を検討していく

東西自由通路整備フロー



基本計画における主な検討項目

- 自由通路新設の検討
- 周辺関連施設への影響調査
- 概算総事業費の算出

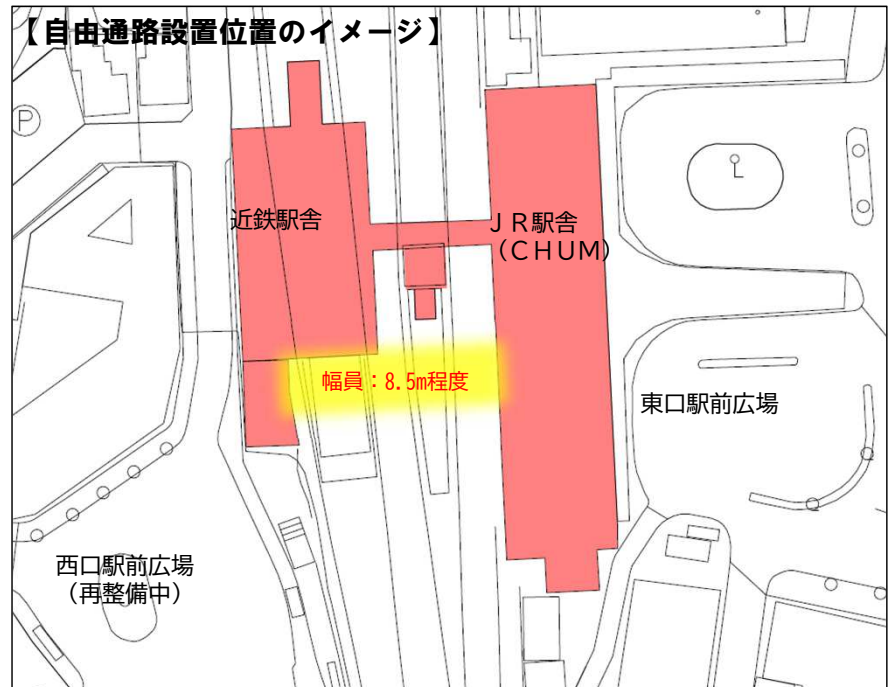
バスタプロジェクトの調査段階

R3年度～R7年度

構想段階（交通拠点の機能強化の必要性調査）

R8年度～ **整備方針検討段階**

（交通ターミナルの位置・施設配置計画等の検討）



自転車駐車場再整備について

津駅周辺の公共自転車等駐車場における課題

- ①津駅西口周辺における利用の偏り
- ②バイク駐車場の整備



津駅西第一公共自転車等駐車場



津駅西第二公共自転車等駐車場

公共自転車等駐車場再整備事業

国土交通省都市局
都市・地域交通戦略推進事業を活用

利用者にとって安全性や利便性が高く、より快適な利用につながる適正に管理された有料公共自転車等駐車場について、BOT方式により再整備するための事業者を選定し、整備内容が確定したことから、協定締結に向けて補正予算を計上予定。

○再整備スケジュール

- ◆令和8年度 事業者選定・詳細設計
- ◆令和9年度 工事、運用開始（R10.1～）



※津駅西第四公共自転車等駐車場は再整備を行わず、継続して無料で利用可能

三重県と津市が連携した取組の推進

内閣府
地域未来交付金事業を活用

津駅周辺地区にぎわい・滞留空間・回遊創出プロジェクト(令和8年度～)

バスタプロジェクト調査との連携を図りつつ、県市が主体的に周辺基盤整備とソフト事業を一体的に進め、地域の拠点機能の確保と賑わい創出を図り、地方創生の実現につなげる

三重県による社会実験（県道・栄町公園）（R8～R9）

- ・ 県道の歩道拡張検討
- ・ 県道及び栄町公園の賑わい創出イベント等の実施
- ・ 県道及び栄町公園でのイベント時以外の活用方法検証等

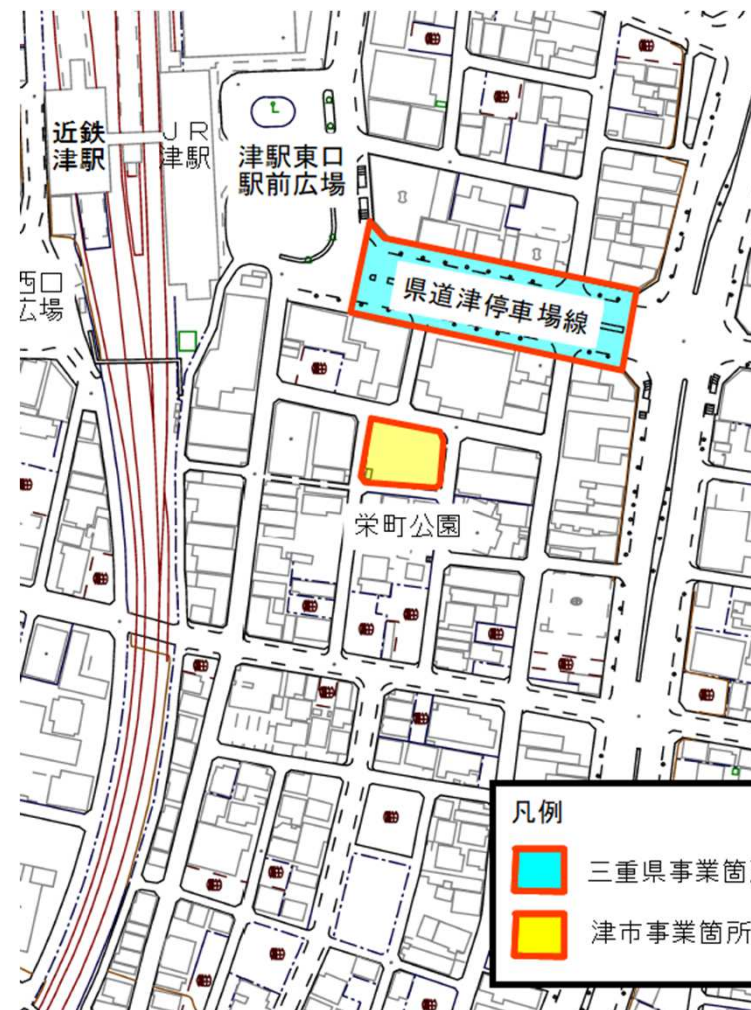
◆ 栄町公園整備 津市事業（R10～）

- ・ 社会実験の検証結果を踏まえ、駅周辺に必要な機能の検討を行い、不足する滞留空間や賑わい空間の創出に向け、県道と一体となった基盤整備を推進



◆ シェアサイクル運営事業 津市事業（R8～）

- ・ 津駅へのアクセス性が脆弱な三重大学、津駅西側、津新町駅西側エリアの新たな拡大により、駅周辺への人流を誘導し回遊性を向上



シェアサイクル運営事業について①

内閣府
地域未来交付金事業を活用

令和7年度実証実験結果

津駅を起点としたシェアサイクルが公共交通を補完する二次的交通手段となりうることを確認

利用者アンケート

■ 実施期間

令和7年11月12日～22日

■ 総回答数

182件

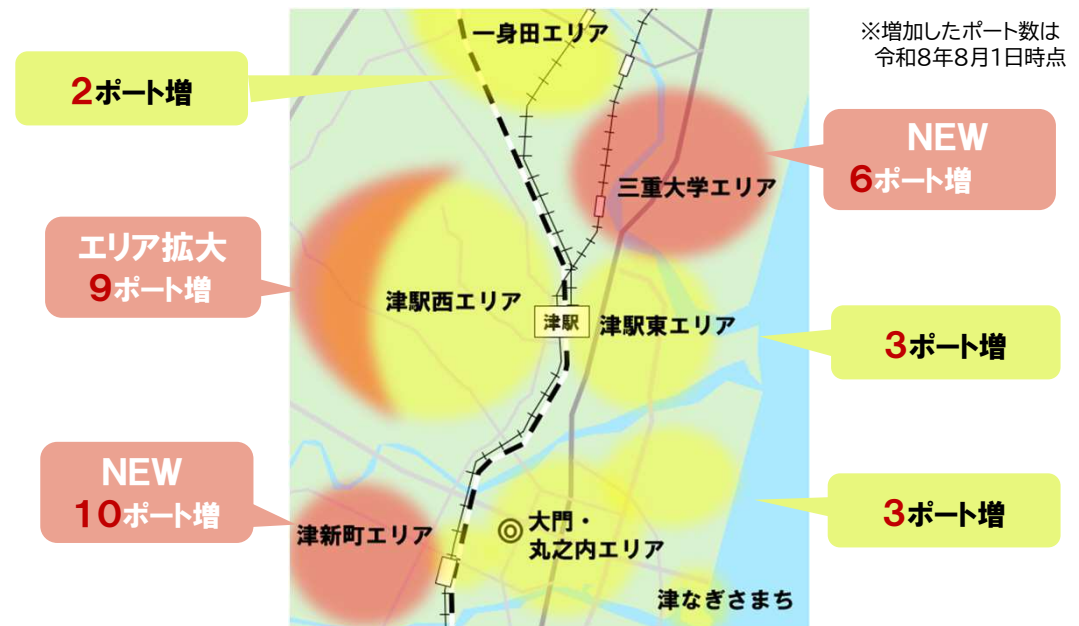
■ 主な意見

- ・ポート数、台数を増やしてほしい
- ・エリアを拡大してほしい

▶ **約80%が継続利用を希望**

令和8年度

■ シェアサイクル運営事業の継続とエリアを拡大



■ 令和8年8月1日時点のポート数と車両台数

		令和7年度	令和8年8月1日時点
ポート数		46箇所	79箇所(+33箇所)
車両種別	電動自転車	55台	100台(+45台)
	電動キックボード	25台	50台(+25台)
	合計台数	80台	150台(+70台)

シェアサイクル運営事業について②

産・官・学の連携による地域活性化アイデアコンテスト

- 津市、三重大学、東邦ガス株式会社、株式会社Luup 共催
- 津市地域におけるシェアリング型マイクロモビリティの普及促進や、新たなモビリティの定着による地域課題の解決、にぎわい創出・地域活性化につながるアイデアを募集

応募資格	高校、大学等の教育機関に在籍する学生(年齢不問) または25歳以下の方(個人・グループいずれも可)
募集期間	令和8年5月30日(土)～8月31日(月)
応募方法	東邦ガス株式会社ホームページから 地域活性化アイデアコンテストの 応募フォームにアクセス
審査	一次審査 令和8年10月上旬 二次審査 令和8年12月19日(土)
表彰・副賞	最優秀賞(1組) 商品券10万円 優秀賞(1組) 商品券5万円 他



三重大学150周年
三重大学150周年を記念しています。

シェアリング型
マイクロモビリティ

地域活性化
アイデアコンテスト

みなさんのアイデアで津市の暮らしをより便利に、楽しく、ワクワクさせちゃいましょう！



津市では、交通結節点である津駅東口周辺への交通ターミナル(バスタプロジェクト)導入を見据え、津駅を中心に公共交通を補完する二次的交通手段となるシェアサイクルを導入し、津駅周辺の移動円滑化と回遊性向上による地域活性化を目指しています。

当コンテストでは、津市地域におけるシェアリング型マイクロモビリティの普及促進や新たなモビリティの定着による地域課題の解決やにぎわい創出・地域活性化につながるアイデアを募集します。



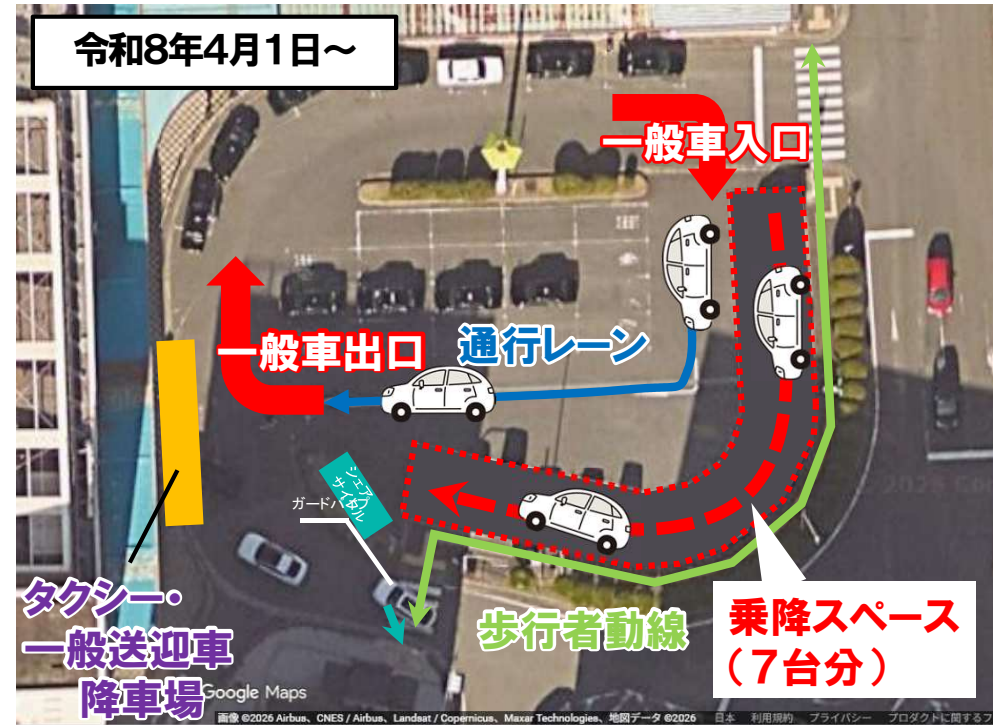
募集テーマ	✓シェアサイクルの利用促進・普及啓発 ✓津駅周辺交通ターミナル(バスタ)整備に係るモビリティの活用 ✓まちのにぎわい創出につながる新たなモビリティの定着
応募資格	✓高校・大学等の教育機関に在籍する学生(年齢不問) または25歳以下の方 (個人・グループでの応募が可能です)
スケジュール	5月30日(土) アイデア募集開始 8月31日(月) アイデア募集締切 10月上旬 一次審査結果を連絡 12月19日(土) 二次審査・表彰式 (会場:三重大学津市校 津市校舎)
表彰	最優秀賞(1組) 商品券10万円 優秀賞(1組) 商品券5万円 佳作賞(3組) 商品券3万円 東邦ガス賞(1組) 知多カールサーモン LUUP賞(1組) 特別クーポン

共催:津市・三重大学・東邦ガス・Luup / 後援:津商工会議所・エリアプラットフォーム「大門・丸之内 未来まちづくり」

■ 4月1日からパーキングチケット廃止後のスペースを有効活用して、**一般送迎車の乗降スペース**として試行的に運用

駅前広場南側の試行的な運用方法

- 道路交通法に基づき、歩道に沿うよう、縦列に停車
- 駅前広場内は時計回りの一方通行で走行
- タクシー乗降場・待機場での一般送迎車の乗降は控える
- 時間を調整するなど、短時間での乗降が行えるようにする
- 人待ち(待機)や、駅ビル・周辺施設に買い物などをするため、車を離れることは駐車違反となるため、30分無料のアスト駐車場や周辺の民間駐車場の利用勧奨



津駅東口駅前広場の一部を乗降スペースとして試行的に運用

パーキングチケット廃止後の津駅東口駅前広場の状況



歩道に沿わず、斜め駐車されている状況



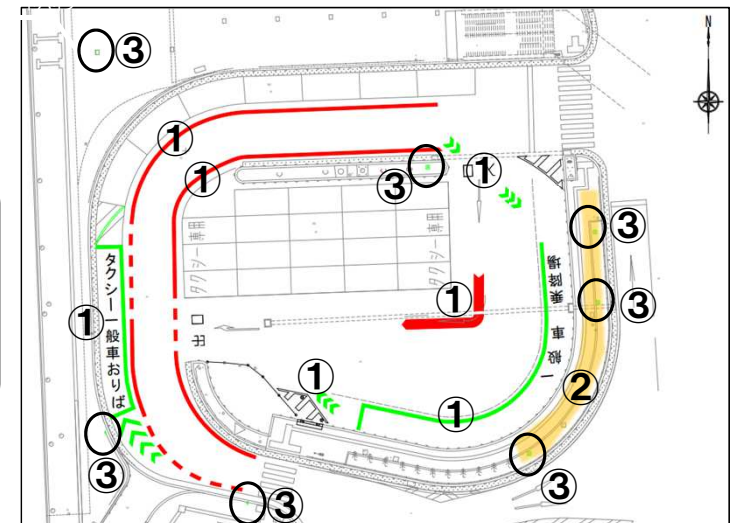
従前の通り駐車されている状況

○新たな乗降スペースの運用方法が守られておらず、無秩序な利用状況

○市民からは、「利用方法が分かりにくい」との声

<対策>

- ①区画線、路面標示、カラー舗装による誘導
 - ②広場内の状況把握がしやすいよう、植栽の一部を伐採
 - ③置き型の看板を配置
- (9月以降着工)



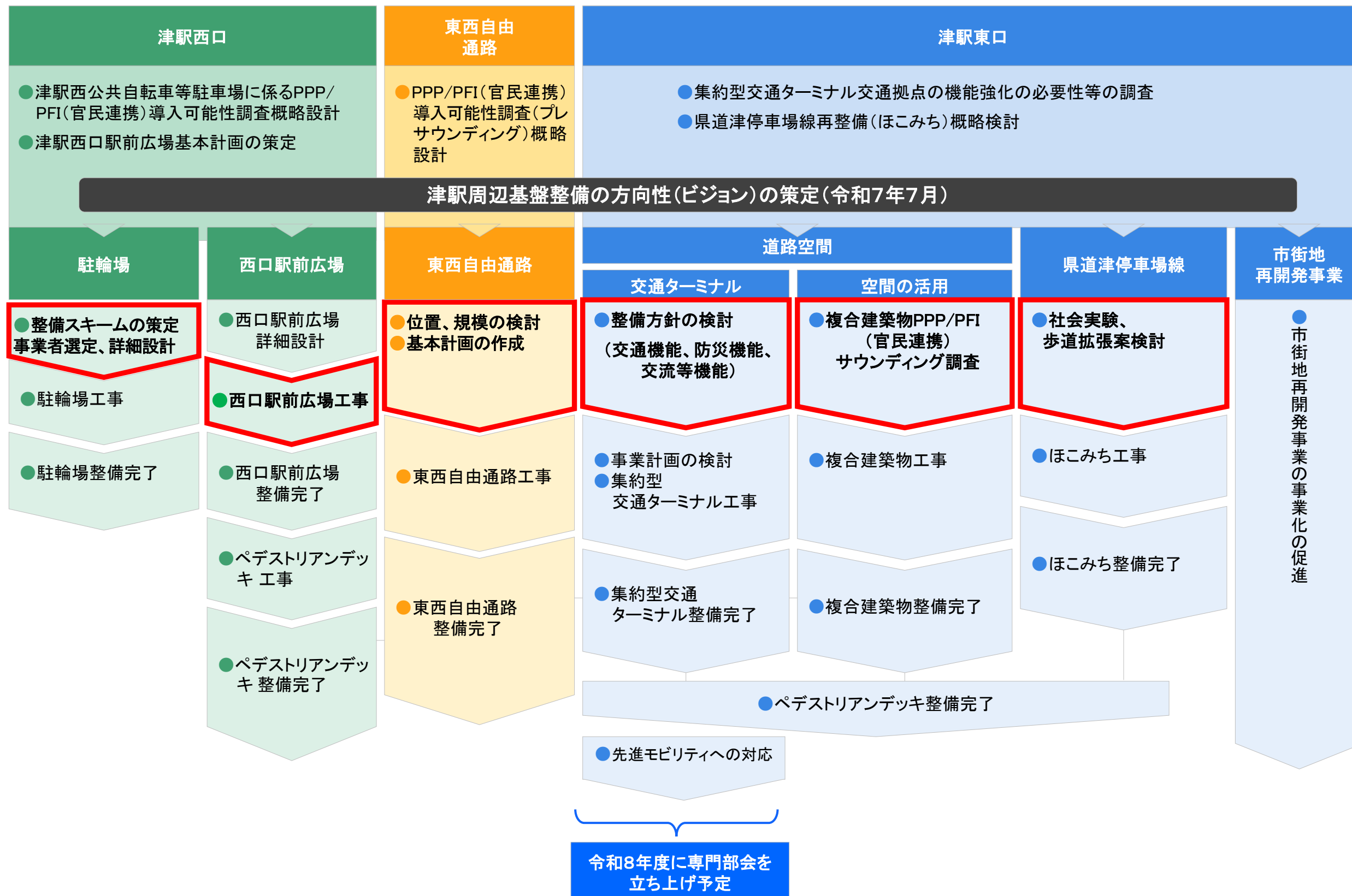
利用状況を検証の上、将来的な交通ターミナル整備に活用

第1回 津駅周辺道路空間再編検討委員会

今後の進め方

令和8年8月20日

1. 今後の進め方



※津駅周辺基盤整備の方向性(ビジョン)の内容をもとに編集